攻 正 案

別表第一号 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

注1・2 (略)

- 3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから 162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。
 - (1) シンセサイザ方式のものにあつては、発射可能な周波数の間隔及び数を、 「 $(20 \, \text{k H z})$ 間隔 1,001 波)」のように付記すること。
 - (2) 第2条第1項第11号の19、第11号の21 又は第54号に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz(同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。
 - (3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。
 - (4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21若しくは<u>第54号</u>に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからクまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。
 - ア 718MH z を超え 748MH z 以下及び 773MH z を超え 803MH z 以下の 周波数帯

現 行

別表第一号 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(略)

注1・2 (略

- 3 2の(2)の欄は、「F3E 142MHzから 162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

 - (2) 第2条第1項第11号の19 <u>又は</u>第11号の21に掲げる無線設備であつて、 占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲 が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は 1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」 のように限定された周波数の範囲を発射可能な周波数に付記すること。
 - (3) 第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備にあつては、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して記載すること。
 - (4) 第2条第1項第11号の19<u>若しくは</u>第11号の21に掲げる無線設備であって設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで若しくは第11号の22から第11号の24までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからキまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。
 - ア 718MH z を超え 748MH z 以下及び 773MH z を超え 803MH z 以下の 周波数帯

- イ 815MH z を超え 845MH z 以下及び 860MH z を超え 890MH z 以下の 周波数帯
- ウ 900MH z を超え 915MH z 以下及び 945MH z を超え 960MH z 以下の 周波数帯
- エ 1427.9MH z を超え 1462.9MH z 以下及び 1475.9MH z を超え 1510.9 MH z 以下の周波数帯
- オ 1744.9MH z を超え 1784.9MH z 以下及び 1839.9MH z を超え 1879.9 MH z 以下の周波数帯
- カ 1920MH z を超え 1980MH z 以下及び 2110MH z を超え 2170MH z 以下の周波数帯
- キ 2545MH z を超え 2645MH z 以下の周波数帯
- ク 3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数帯

4~12 (略)

第二~第六 (略)

- イ 815MH z を超え 845MH z 以下及び 860MH z を超え 890MH z 以下の 周波数帯
- ウ 900MH z を超え 915MH z 以下及び 945MH z を超え 960MH z 以下の 周波数帯
- エ 1427.9MH z を超え 1462.9MH z 以下及び 1475.9MH z を超え 1510.9 MH z 以下の周波数帯
- オ 1744.9MH z を超え 1784.9MH z 以下及び 1839.9MH z を超え 1879.9 MH z 以下の周波数帯
- カ 1920MH z を超え 1980MH z 以下及び 2110MH z を超え 2170MH z 以 下の周波数帯

+ 3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数帯

 $4 \sim 12$ (略)

第二~第六 (略)